

令和 3 年 10 月 29 日 作成
(最終改正：令和 5 年 2 月 6 日)
(下 線 部 は 改 正 箇 所)

食品の採取業に関する Q&A

平成 30 年 6 月 13 日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律では、実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種（政令で定める 34 業種）以外の事業者の届出制度の創設に関する内容が盛り込まれています。

一方で、食品衛生法第 4 条第 7 項の規定により、農業及び水産業における食品の採取業は、営業に含まないとしており、HACCP に沿った衛生管理並びに営業の許可及び届出の対象外となります。

ここでは、食品の採取業に関してよく寄せられる質問にお答えします。

【目次】

I. 制度全般について

問 1 改正食品衛生法の施行に伴い、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」及び「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について」の通知により、採取業として取り扱う範囲が示されていますが、食品衛生法の改正に伴い範囲等の考え方が変わったのでしょうか。

II. 穀類（米穀）について

問 2 生産者自らが、生産した米穀を精穀し、それをパック詰めし、販売する場合、採取業の範疇に含まれますか。

問 3 農産物直売場・道の駅等で販売される米穀については、①農業者自らが米穀の販売者となる場合、②委託販売の場合で、それぞれ届出の対象者が異なるのですか。

問 4 農業者自ら生産した米穀を朝市、マルシェなど広場や道端（屋外）のトラックやテントなどで販売、または体育館などの屋内で販売する場合、農業者が開設者に場所代を支払っていても、その販売形態が委託販売でない場合は直売と考えてよいですか。

Ⅲ. 果実（ベリー類を含む）について

問5 農業者自らが、生産したいちご等の果実のへたを切り落として、冷凍処理を実施する場合は、営業届出の対象になりますか。

Ⅳ. きのことについて

問6 山から山菜やキノコを収穫してきて、道の駅での販売や通信販売等をする場合は、営業届出の対象になりますか。

問7 きのを採取し石づきを切り落として、容器包装に入れて販売する場合は、採取業の範囲に当たらない「消費の利便性のために行う調理や切断（茹で野菜、カット野菜、千切り等）」に該当しますか。

Ⅴ. 鶏卵について

問8 採卵養鶏業における以下の行為は採取業に該当しますか。

- ・ 農業者（採卵養鶏業者）自ら採卵した卵をGPセンターに販売
- ・ 農業者（採卵養鶏業者）自ら採卵した卵を洗卵せずに小売店舗に販売
- ・ 農業者（採卵養鶏業者）自ら採卵した卵を未加工で庭先、直売所、通信販売等で直売

問9 生産者団体が行う卵の販売は、採取業の範囲に含まれますか。

【質問と回答】

I. 制度全般について

問1 改正食品衛生法の施行に伴い、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」及び「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について」の通知により、採取業として取り扱う範囲が示されていますが、食品衛生法の改正に伴い範囲等の考え方が変わったのでしょうか。

- 今般の食品衛生法の改正に伴い採取業の考え方に変更はありません。
- ご質問の通知は、「食品の営業規制に関する検討会」において「各自治体における農林水産物の一次産業に付随する製造・加工等の取扱いに関する調査結果」に基づき、保健所の監視指導の現状及び実行可能性を踏まえ、行為だけではなく、公衆衛生の視点から規模要件も考慮し、具体的な事例を踏まえ検討、整理したものです。

その上で、全国的に平準化を図る必要が生じた場合には、具体的な事案を踏まえ、業界団体や自治体からの事実関係を確認しつつ対応を図ることとします。

なお、上記以外の事例については、今般の食品衛生法の改正に伴い採取業の考え方が変更されたものではないことから、これまで採取業としている事例については、引き続き同様に取り扱って差し支えありません。

(参考)

・ 食品の営業規制に関する検討会 資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin_436610_00001.html

・ 「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」(令和元年12月27日付け生食発1227第2号)

Ⅱ. 穀類(米穀)について

問2 生産者自らが、生産した米穀を精穀し、それをパック詰めし、販売する場合、採取業の範疇に含まれますか。

○ 生産者自らが行う精穀(業として(請け負うなどして)精穀する場合は除く)や、精穀した穀類のパック詰め(業として(請け負うなどして)パック詰めする場合は除く)は、採取業として取り扱う農産物の簡易な加工として示しています。

そのため、農家(生産者)が精穀した米穀を販売する行為は、法第4条第7項に規定する採取業として取り扱います。

(参考)

・ 「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」(令和元年12月27日付け生食発1227第2号)

問3 農産物直売所・道の駅等で販売される米穀については、①農業者自らが米穀の販売者となる場合、②委託販売の場合で、それぞれ届出の対象者が異なるのですか。

○ 農業者が自ら生産した農産物(米穀を含む)を農産物直売所・道の駅等で農業者自らが販売する場合は、法第4条第7項に規定する採取業として取り扱います。

- 農産物直売所・道の駅等が農業者の委託を受けて販売する場合は、米穀卸売業または米穀小売業に該当するため、委託を受けて販売する者（農産物直売所・道の駅等）が届出の対象です。
- ただし、農産物直売所・道の駅のように、米穀を販売していても野菜・果物等の農産物全般の販売が主である運営形態の場合は、届出の手続きの様式に「主として取り扱う品目」を届出に記載いただくことで米穀の販売を含めることとして差し支えありません。

(参考)

- ・「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号）

問4 農業者自ら生産した米穀を朝市、マルシェなど広場や道端（屋外）のトラックやテントなどで販売、または体育館などの屋内で販売する場合、農業者が開設者に場所代を支払っていても、その販売形態が委託販売でない場合は直売と考えてよいですか。

- 農業者が自ら生産した農産物を販売する場合は、法第4条第7項に規定する採取業として取り扱うため、営業届出は不要です。

(参考)

- ・「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号）

Ⅲ. 果実（ベリー類を含む）について

問5 農業者自らが、生産したいちご等の果実のへたを切り落として、冷凍処理を実施する場合は、営業届出の対象になりますか。

- 出荷調整のため、単にへたのみを切り落として、冷凍する行為については、「野菜等の調製」に該当し、採取業の範囲となるため営業届出の対象外です。なお、消費の利便性のためにカット（2分割以上のカット）して、冷凍する行為については、採取業の範囲には含まれません。
また、出荷調整のため、単に洗浄する行為については、「野菜等の調製」に該当し、採取業の範囲となりますが、消費者が果実を洗わずそのまま喫食で

きるように洗浄・消毒を行う行為は、消費の利便性のための行為に該当し、採取業の範囲には含まれません。

IV. きのことについて

問6 山から山菜やきのこを採取してきて、道の駅での販売や通信販売等をする場合は、営業届出の対象になりますか。

- 野生の山菜やきのこを採取し、そのまま販売する行為は、採取業の範囲に該当し、営業届出の対象外です。
- ただし、農産物直売所・道の駅等が採取してきた者の委託を受けて販売する場合は、「農業者自ら生産したものを未加工で直売」するに該当しないため、委託を受けて販売する者（道の駅等）が「主として取り扱う品目」に係る届出の対象となります。

(参考)

- ・ 食品の営業規制に関する検討会 資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin_436610_00001.html
- ・ 「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号）

問7 きのを採取し石づきを切り落として、容器包装に入れて販売する場合は、採取業の範囲に当たらない「消費の利便性のために行う調理や切断（茹で野菜、カット野菜、千切り等）」に該当しますか。

- 本通知で示していますとおり、きのこを採取し、石づきを切り落とす行為については、「野菜等の出荷調整」に該当し、採取業の範囲となるため届出の対象外です。

V. 鶏卵について

問8 採卵養鶏業における以下の行為は採取業に該当しますか。

- ・ 農業者（採卵養鶏業者）自ら採卵した卵をGPセンターに販売
- ・ 農業者（採卵養鶏業者）自ら採卵した卵を洗卵せずに小売り店舗に販売
- ・ 農業者（採卵養鶏業者）自ら採卵した卵を未加工で庭先、直売所、通信販売等で直売。

- 本通知で示していますとおり、採取業に該当します。

問9 生産者団体が行う卵の販売は、採取業の範囲に含まれますか。

- 卵に限らず生産者団体による販売は、八百屋、スーパー等での野菜や果実の販売と同様であり、採取業の範囲には含まれません。